

宇都宮市人権施策推進指針

～すべての人が個人として尊重され、
人権が擁護される社会を目指して～



人権とは？

人が人らしく生きていくために
社会によって認められた権利であり、
誰もが生まれながらに持っている、
誰からも侵されることのない
基本的な権利です。

宇 都 宮 市

指針の基本的な考え方

1 指針策定の趣旨

人権が尊重される社会とは、自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解をもつとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、その共存を図っていくことができる社会をいいます。

この社会を実現するためには、市民一人ひとりに、人権感覚・人権意識が身に付くようにすることが必要です。

このようなことから、さまざまな人権施策に取り組むにあたり、人権に関する事業について、総合的かつ効果的に実施するため、人権施策に関する市総体としての基本的考え方や施策の基本方向を明示するために策定しました。

2 指針の目標

市民一人ひとりに人権の概念及び価値が理解され、宇都宮市において人権という普遍的文化を構築することを目的に、人権尊重の精神の涵養^{かんよう}を目指した教育活動、人権尊重の理念の普及高揚を図るために行う研修、広報などの啓発活動その他の各種人権施策を推進することを指針の目標とします。

宇都宮市では、次のような人権施策を推進します。

No. 1

様々な場を通じた人権施策を推進します。

① 様々な場とは…

学校



地域社会



家庭



企業・団体等



No.2

人権の擁護に努めなければならない職業の従事者に対する人権教育・人権啓発を推進します。

② 人権の擁護に努めなければならない職業の従事者とは…

市職員



教職員・社会教育関係職員



医療・福祉関係者



マスメディア関係者



No.3

人権に関する重要課題分野について、それぞれの問題点に取り組むとともに、個人の尊重と法の下での平等という普遍的な視点からもそれぞれの人権施策を推進します。

② 人権に関する重要課題分野とは…

女 性	<p>② 男女平等に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画の形成に向けた意識の変革 ● 女性の人権の尊重
子 ども	<p>② 一人の個人として</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの人権を尊重する教育及び意識啓発の推進 ● 子どもの育ちを支援する施策の充実 ● 児童虐待の防止及び親子の立ち直り支援の推進
高 齢 者	<p>② 生きがいをもち安心して自立した暮らしに向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育・啓発活動の推進 ● 社会参加の促進と交流の推進 ● 成年後見制度等の利用支援 ● 高齢者に配慮した生活環境の確保 ● 高齢者虐待の防止
障 害 者	<p>② こころのバリアフリー、自立と社会参加に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育の充実及び交流の促進 ● 広報・啓発活動の推進 ● 雇用・就業の促進 ● 成年後見制度等の利用支援 ● 障害者に配慮した生活環境の確保
外 国 人	<p>② 相互理解に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際理解の推進 ● 国際交流の促進 ● 国際協力の促進 ● 在住外国人との共生 ● 国際交流活動拠点づくり
感染症患者等	<p>② 正しい知識の普及や啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育・啓発活動の推進 ● 自立・社会参加の支援
同 和 問 題	<p>② すべての人の基本的人権の尊重</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人権を尊重する教育の推進 ● 市民意識の啓発推進



宇都宮市人権施策推進指針

宇都宮市市民まちづくり部男女共同参画課

〒320-8540

宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL 028-632-2346

FAX 028-632-2347